

中華人民共和国税関の特恵関税待遇輸 入製品の原産地管理弁法

2006年5月31日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国税関の特恵関税待遇輸入製品の原産地管理弁法

(2006年5月31日税関総署令第149号公布)

第1条 特恵関税待遇を享受する輸入製品の原産地を正確に確定し、わが国と関係国家の貿易の往来を促進するために、「中華人民共和国税関法」、「中華人民共和国輸出入商品原産地条例」、わが国の特恵関税待遇を享受する原産地についての規則及び関連の法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は特恵国（名簿は付録1を参照）から輸入した特恵関税待遇の商品に適用する、但し加工貿易方式の保税輸入及び国内販売の製品には、本弁法は適用されない。付録1に列記する特恵国名簿に変化が生じた際、税関総署が別途公告する。

第3条 特恵国から直接輸入貨物を輸送する際、次の条件のひとつに符合し、その原産地が当該特恵国である場合、「中華人民共和国輸出入税則」（以下「税則」と略称する）における相応する特恵税率を適用する。

- (1) 完全に特恵国で得たもの又は生産されたもの。
- (2) 完全に特恵国で得た又は生産されたものではないが、当該国において商品が最後に実質的变化を経て完成した場合。

第4条 本弁法第3条第(1)項で言うところの“完全に特恵国で得た又は生産された”商品とは、

- (1) 当該特恵国で採掘された鉱産物
- (2) 当該特恵国で得た植物及び植物製品
- (3) 当該特恵国で出生し且つ飼育された生きた動物
- (4) 当該特恵国において本条第(3)項に述べる動物から得た製品
- (5) 当該特恵国で狩猟又は捕獲して得た製品
- (6) 当該特恵国で登録された或いは合法的に当該特恵国の国旗を掲揚する船がその領海内で漁獲して得た魚類又はその他の製品
- (7) 当該特恵国で登録された或いは合法的に当該特恵国の国旗を掲揚する加工船上で、本条第(6)項に列挙する製品を加工し得られた製品。
- (8) 当該特恵国で収集された当該特恵国での消費過程で生じた原材料として回収される不用品。
- (9) 当該特恵国での加工製造過程で生じた原材料として回収されるくず廃棄物。
- (10) 本条第(1)項から第(9)項に列記した製品を利用し当該特恵国で加工された製品。

第5条 次に列挙する僅かな加工や処理の場合は、単独で完成したか相互に結び合わせて完成したかどうかに関わらず、完全に製品を得た又は生産されたかどうかを確定する際、製品の原産地の確定には影響しない。

- (1) 輸送又は貯蔵機関に貨物を保存するために、加工或いは処理を行う。
- (2) 貨物の積み下ろしに便利のように加工又は処理を行う。
- (3) 貨物の販売のために、包装、展示など加工又は処理を行う。

第6条 本弁法第3条第(2)項の“実質上の変化”の認定基準は、“税則分類の変更”の基準或いは“従価比率”の基準とする。

(1) “税則分類の変更”の基準とは、特恵国で生産された又は加工された商品が使用する非当該国原産の材料の「税則」におけるHSコード(税関統計品目番号)が全て当該貨物の4桁のHSコード以外のその他のHSコードを指す。

(2) “従価比率”の基準とは、特恵国が非当該国の原材料で製造、加工後の付加価値部分が商品価格の40%を下回らないことを指す。その計算公式は次の通りである。

$$\frac{\text{商品価格} - \text{原産ではない材料の価格}}{\text{商品価格}} \times 100\% \geq 40\%$$

商品価格

“商品価格”とは、当該商品の船上での受渡価格を指し、製品をどのような方式で輸送するかに関わらず、当該価格は、最後に荷物を積み出した港又は地点での価格とする。

“原産ではない材料の価格”とは、生産メーカーが使用した非原産材料の価格を指し、その輸入コスト、目的港又は地点まで輸送する保険費用と輸送費用を含む。

上述の“従価比率”の計算は、公認の会計準則及び「税関査定協定」に符合しなければならない。

第7条 簡単な希釈、混合、包装、ビン詰め、乾燥、組み立て、分類又は装飾などについては、実質的变化とは見なされない。

企業が本弁法を回避することを目的とする生産又は定価の措置については、実質的变化とは見なされない。

第8条 商品の生産地の確定の際、製品の製造過程で使用したエネルギー、工場、設備、機械と工具などの生産地、及び品物の物質成分を形成していない製品の原産地又は組み立てる部品の材料の原産地については、商品の原産地の確定には影響しない。

第9条 貨物と併せて申告輸入し「税則」において、当該商品とあわせて分類される包装、包装材料と容器の原産地、及び通常装備される付属品、スペア、工具と説明紹介上の材料などの原産地については、商品の原産地確定には影響しない。

第10条 特恵関税待遇を享受する輸入製品の申告は、特恵国からわが国国内まで直接輸送されなければならない。途中、中国と当該特恵国以外のその他の国家又は地区を経るはならない(以下“その他国家又は地区”と略称する。)

製品がその他の国家又は地区を経てわが国国内に輸送されると同時に次の条件に符合する場合は、直接輸送と見なされなければならない。

(1) その他の国家又は地区を経ることが、地理的原因或いは輸送上の必要である場合。

(2) 当該製品がその他の国家又は地区を経る際、製品を良好な状態に維持させるため又は輸送上の必要性による処理以外のその他の処理を行っていない場合。

(3) 当該国家又は地区に入らずに貿易或いは消費が行われた場合。

第11条 輸入製品の荷受人は特恵関税待遇を享受する輸入製品の申告をする場合、税関へ以下の文書を提出しなければならない。

(1) 輸出特恵国原産地証明発行機関が発行し、併せて当該国税関が輸出時、押印した原産地証明書(書式は付録2を参照)

(2) 輸出特惠国で発行された連絡輸送貨物引換証、或いは国際連絡輸送始発の其他国家又は地区で発行された連絡輸送貨物引換証。

(3) 輸出特惠国からのオリジナルコマーシャルインボイス。

その他の国家又は地区を経て輸入製品を輸送する場合は更に、中国税関が第 10 条第(2)項の規定に符合すると証明できると認めた関連文書。

第 12 条 輸入製品の荷受人が、税関に提出する原産地証明は、特惠国官庁が発行したものでなければならず、その有効期間は発行日から 180 日とする。

原産地証明書は A4 サイズの用紙に印刷し、全ての文字は英文とする。原産地証明書は、次の色による一部の原本と 3 部の副本で構成されていなければならない。原本はペーリュで、その副本は薄い緑色とする。副本には、第二副本、第三副本と第四副本が含まれ、第二副本は税関が必要と認める際の照合審査に用いられるもの、第三副本は輸出国の証明書を発行する機関が保管しなければならないもの、第四副本は輸出人が保管するものである。輸入製品の荷受人は税関への申告時、正本と第二副本を提出しなければならない。

原産地証明書の発行機関の名称と住所及び発行する原産地証明書の印鑑と署名の様式は、中華人民共和国税関総署へ申告しなければならない。

第 13 条 商品の輸入通関申告の際、輸入製品の荷受人は自発的に税関へ、特惠関税を享受する関連製品を明らかにし、併せて輸出国の税関を経て、輸出時に押印された原産地証明書を提出しなければならない。税関は、特惠国の申告資料に基づいて、関連製品の原産地証明書について、照合審査を行わなければならない。原産地証明書及び関連文書の有効期限を検査し、輸入製品の特惠関税の享受を許可しなければならない。

第 14 条 原産地証明書の内容の信憑性について疑いが生じた場合、税関総署又はその授權機関は、中国に駐留する関連の特惠国大使館(領事館)の経済商務参事官室を通じて、特惠国税関又は原産地証明書の発行機関へ照合審査を要求することができ、併せて照合審査要求受領後 90 日以内に返答を要求することができる。もしも、税関が上述の期限内に返答を受領することができなかった場合、当該製品は特惠関税を享受することはできない。

特惠国原産地証明書の照合審査の結果を待つ期間は、輸入製品の荷受人の要求に応じ、併せて税関は当該製品に適用される特惠国の税率に基づいて支払う税金と等価の保証金を受領後、製品の通過を許可し、併せて規定に基づき、輸入手続を行い、税関の集計を行うことができる。

輸出国税関又は原産地証明書の発行機関の照合審査が終了するのを待ち、税関は照合審査の結果によらなければならない。直ちに保証金の返還手続き或いは保証金を輸入税へ変更する手続きを行い、税関の集計データを相応の改正を行わなければならない。

輸入製品が国家の輸入制限に属する場合、或いは違法の嫌疑がある場合、原産地証明書の照合審査が終了前に、税関は製品の通過を許可してはならない。

第 15 条 税関は、本弁法の規定に基づき、知り得た商業機密について、法に基づき守秘義務を負う。荷受人の同意を経ずに、税関は漏洩又はその他用途に用いてはならない。但し法律、行政法規及び関連する司法解釈に別途規定のある場合を除く。

第 16 条 本弁法に違反し、密輸を又は税関管理監督規定に違反する行為を構成した場

合、税関は「中華人民共和国税関法」と「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」などの関連の法律、行政法規の規定に基づき、処理する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 17 条 本弁法の次の用語の意味は、

“特惠国”とは、中国と特惠関税待遇の交換公文の署名がある国家又は地区を指す。

“関税評価協定”とは、「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケッシュ協定」としての 1 部である「1994 年関税と貿易の一般協定の第 7 条の実施に関する協定」を指す。

“材料”とは、既に実際別の製品の組合せ部分として構成された又は別の製品の生産過程に用いられるパーツ、スペア、構成要素、半組み立て品などを指す。

“生産”とは、製品を得る方法を指し、栽培、飼育、採掘、収穫、漁獲、おとり、狩猟、製造、加工又は組み立てなどを含める。

第 18 条 本弁法は税関総署が説明責任を負う。

第 19 条 本弁法は 2006 年 7 月 1 日から施行する。2004 年 12 月 30 日税関総署令第 123 号公布の『「中華人民共和国がアフリカの後発発展途上国へ特惠関税待遇を与える製品の原産地規則」の執行について中華人民共和国税関の規定』は同時に廃止とする。

付録 1. 特惠国名簿（略）

2. 原産地証明書書式（略）